

学校法人大妻学院発明等取扱規程

平成23年1月28日

制定

(目的)

第1条 本規程は、学校法人大妻学院（以下「本学院」という。）の研究者等（第2条第1項第(6)号において定義する。）が行った職務発明等（第2条第1項第(7)号において定義する。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、その発明者（第2条第1項第(5)号において定義する。）としての権利を保障し、研究者等の発明意欲の向上を図るとともに、職務発明等の効率的活用によって、本学院における研究者等の社会貢献を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となる発明
 - イ 実用新案権の対象となる考案
 - ウ 商標権の対象となる創作
 - エ 意匠権の対象となる創作
 - オ 回路配置利用権の対象となる回路配置
 - カ 育成者権の対象となる植物の新品種
 - キ ノウハウの対象となる案出
- (2) 「特許権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権
 - イ 実用新案権
 - ウ 商標権
 - エ 意匠権
 - オ 回路配置利用権
 - カ 育成者権
- (3) 「特許等を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許を受ける権利
 - イ 実用新案登録を受ける権利
 - ウ 商標登録を受ける権利
 - エ 意匠登録を受ける権利
 - オ 回路配置利用権の設定登録を受ける権利
 - カ 品種登録を受ける権利
- (4) 「特許出願等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許出願
 - イ 実用新案登録出願
 - ウ 商標登録出願

- エ 意匠登録出願
- オ 回路配置登録申請
- カ 品種登録出願

(5) 「発明者」とは、発明等を行った者をいう。

(6) 「研究者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 就業規則第4条に定める手続きによって本学院に採用された本学院の教職員、非常勤教職員、常勤講師、契約職員、パートタイム職員、学生アルバイト（T A、R Aを含む。）

イ 大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の特任教職員、特別研究員等であって、かつ、本学院との間で発明等の取扱いについて、本規程の適用を受けることを合意している者

ウ その他受入れに際し、本学院との間で発明等の取扱いについて、本規程の適用を受けることを合意している者

エ 本学の学生、委託生、研究生、科目等履修生、外国人留学生、研究員、研修生、特別研究員又は外国人特別招へい研究者等（以下「学生等」という。）であって、本学との間で発明等の取扱いについて、本規程の適用を受けることを合意している者（当該学生等が民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生等が本規程の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意があるものに限る。）

(7) 「職務発明等」とは、研究者等が本学院の資金、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等をいう。

2 前項第1号ないし第4号には、外国における、それらに相当するものも含まれるものとする。

（発明評価）

第3条 研究者等が行った職務発明等に関する必要な事項の審議は、常任理事会で行う。

（常任理事会）

第4条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第6条第1項又は第2項の届出があった発明等に関し、本学院が第7条第1項に基づいて特許等を受ける権利を承継するか否かの判断及び特許出願等をするか否かの判断に係る事項

(2) 発明者の確定に係る事項

(3) 特許権等及び特許出願等を維持するか否かの判断に係る事項

(4) 特許権等及び特許等を受ける権利の譲渡又は譲受に係る事項

2 常任理事会は、前項第1号の審議に際しては、当該発明等の登録の可能性、登録に要する費用、特許権等及び特許等を受ける権利についての実施化の可能性及び維持管理に係る費用その他諸般の要素を総合的に考慮するものとする。

第5条 常任理事会の構成員が職務発明等の届出を行ったときその他の当該審議事項に係る当事者又はそれに準ずる立場となったときは、当該構成員は、当該発明等に関する常任理事会の審議に出席することができない。

(届出)

第6条 研究者等は、職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により理事長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合にも適用する。

(1) 第三者(他の大学、法人、個人、民間企業等を含むがこれらに限られない。以下、同様とする。)との共同研究による場合

(2) 第三者からの受託研究による場合

3 理事長は、第1項の届出があったときは、速やかに、当該発明者に届出を受理した旨を通知しなければならない。

4 研究者等は、職務発明等を行った場合は、当該職務発明等について、自ら特許出願等を行い、又は第三者をして特許出願等をさせてはならない。ただし、次条第1項の規定により、本学院が特許等を受ける権利を承継しないと決定したものについては、この限りでない。

(権利の承継の決定及び通知)

第7条 理事長は、研究者等から前条第1項又は第2項の職務発明等の届出があったときは、常任理事会を開催して、本学院が当該職務発明等について特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。

2 理事長は、当該研究者等に前項の決定の内容を通知しなければならない。

(譲渡証書等の提出)

第8条 研究者等は、前条第2項の場合において、当該特許等を受ける権利を本学院が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、理事長に譲渡証書その他本学院が定める書類を提出しなければならない。

(帰属の原則)

第9条 第7条第1項の規定により、本学院が特許等を受ける権利を承継すると決定した場合、当該特許等を受ける権利は本学院に帰属する。ただし、本学院が承継しないと決定した特許等を受ける権利は、発明者に帰属させることができる。

(本学院以外の資金による研究)

第10条 研究者等が、受託研究費、共同研究費、民間企業等からの寄附金、国等からの補助金その他の本学院以外の資金によって研究を行った場合において、当該研究により職務発明等が生じたときは、本規程を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、研究者等が受託研究費によって行った研究により職務発明等が生じた場合は、本学院は当該受託研究の相手方との間で、受託研究の相手方の保有する特許権等及び特許等を受ける権利並びに当該研究に関連する将来の事業化の可能性を勘案し、当該職務発明等に係る権利の帰属について別途定めることができる。この場合において、当該職務発明等に係る権利について、受託研究の相手方に持分の帰属を認めるときは、研究者等に帰属する持分について、本規程を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、研究者等が共同研究費によって行った研究により職務発明等が生じたときは、本学院は共同研究の相手方との協議により当該権利の帰属とその持分を定める。この場合において、当該職務発明等に係る権利について共同研究の相手方に持分の帰属を認めるときは、研究者等に帰属する持分について、本規程を適

用する。

(役員等兼業、技術コンサルティング兼業等)

第11条 研究者等(学生等を除く。以下、本条において同様とする。)が、技術移転機関の役員等、研究成果活用企業の役員等、会社の監査役(以下、総称して「役員等という。)」との兼業、技術コンサルティングとの兼業その他の兼業を行う場合、当該兼業により行った発明等については、原則として本規程を適用しないものとする。ただし、理事長が、当該研究者が兼業を行うに際し、本学院の施設、設備その他の資源を用いることを認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合、当該研究者等は、その兼業先との間で、あらかじめ、当該研究者等が当該役員等の職務の遂行により行った研究等の成果又は当該技術コンサルティングの成果について権利の帰属及びその持分を定めるものとし、当該研究者等の持分について、本規程を適用する。

3 学生等が、民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合又は他の法人、個人若しくは民間企業に対して技術コンサルティングを行う場合、当該業務により行った発明等については、本規程を適用しないものとする。

(海外の研究機関における研究成果の取扱い)

第12条 研究者等が、海外の研究機関において客員研究員等(本学院における研究者等の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究に従事する者をいう。)として挙げた研究成果は、当該研究機関の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

(本学院と他大学等との間の研究者の異動)

第13条 研究者等の他の大学等の他機関(以下本条において「他大学等」という。)から本学院への異動又は本学院から他大学等への異動に伴い、職務発明等の完成に至る行為が複数の大学等に関連する場合、研究者等は、その旨を理事長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、理事長は、当該職務発明等に係る権利の帰属について、関連する大学等との間で協議を行うものとする。

3 前項の規定により本学院に帰属することとされた当該職務発明等に係る権利の持分については、第9条の規定を適用する。

(譲渡等)

第14条 研究者等以外の個人又は法人から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学院への譲渡を希望する旨の申出があったときは、常任理事会が、当該特許権等又は特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。

2 前項の規定は、職務発明等以外の研究者等が行った発明等に準用するものとする。

3 研究者等若しくは研究者等以外の個人又は法人等から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学院からの譲渡を希望する旨の申出があったときは、常任理事会が、当該特許権等又は特許等を受ける権利を譲渡するか否かを決定する。

(設置)

第15条 本学院は、本規程の適用を受ける研究者等からの不服の申出に対応するため、総務センター研究支援室に不服申立窓口を設置する。

(不服申立窓口の職務)

第16条 不服申立窓口は、職務発明等の届出から技術移転にわたる本規程の適用に関し、本規程の適用を受ける研究者等の不服に対応する。

(職務発明等に係る権利の承継に関する不服申立)

第17条 研究者等は、第7条第1項の決定に対し不服があるときは、同条第2項の通知を受けた日から4週間以内に、不服申立窓口に不服を申し立てることができる。

(不服申立の方法)

第18条 前条に定めるもののほか不服申立に関し必要な事項は、本学院が別に定める。

(権利化及び事業化等)

第19条 第7条第1項又は第14条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下第22条まで同じ。)の規定に基づき本学院が承継すると決定した特許等を受ける権利について、総務センター研究支援室は出願その他の登録に必要な手続を行うとともに、事業化を促すものとする。この場合において、技術移転機関と連携等して行うことができる。

2 研究者等は、第6条第1項又は第2項の規定に基づき届出をした発明等について、本学院が出願手続又は第三者からの異議申立等に対する協力を依頼したときは、これに応じなければならない。

(共有持分の実施に関する措置)

第20条 第9条又は第14条第1項の規定に基づき本学院に帰属する特許権等又は特許等を受ける権利が共同研究又は受託研究の相手方その他本学院以外の機関との共有となる場合は、共有持分の実施について、当該相手方の業種、事業展開方法、発明者である研究者等の意向その他の事情を考慮して、その取扱いについて別途協議し、定めるものとする。

(特許権等及び特許出願等についての維持等)

第21条 理事長は、その定める一定期間経過ごとに、第8条又は第13条第1項の規定に基づき本学院に帰属する特許権等及び特許出願等の維持の可否について、常任理事会を開催し、調査を行い、発明者である研究者等の意見を聴取したうえ、その審議結果をもとに、維持するか否かを決定する。

2 前項の場合において、発明者の退職、長期出張等により意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が理事長に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、常任理事会は、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生等である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。

(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)

第22条 第9条又は第14条第1項の規定に基づき本学院に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利の知的財産を巡る紛争、訴訟等については、常任理事会において、裁判等の金銭的負担を考慮して適切に対応するものとする。

(補償の種類と給付の対象者)

第23条 発明者への補償は、出願時補償及び実施補償とする。

2 前項の補償は、第6条第1項の規定により発明者として届け出た者に対して行う。ただし、次の各号の一に該当するときは、前項の補償は、その者に対して行う。

- (1) 常任理事会が第4条第1項第2号による発明者の確定をし、理事長が認定したとき
確定された発明者
- (2) 第14条第2項に規定する発明等であるとき 当該譲渡を申し出た研究者等
- 3 前項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定に基づき本学院が個人から特許権等又は特許等を受ける権利の譲渡を受けたときは、当該譲渡を申し出た個人に対して第1項の補償を行うことができる。

(出願時補償)

第24条 発明者への出願時補償金は、金10,000円とする。

(実施補償)

第25条 本学院が、本規程に基づき承継した特許権等又は特許等を受ける権利についての実施権の設定、実施許諾、譲渡等により収入を得た場合、当該特許権等の出願、登録及び維持等に要した費用を差し引いた額について、発明者、所属学部等及び本学院に各3分の1ずつ配分する。ただし、収入が5,000万円以上の場合は、発明者に2分の1、所属学部等及び本学院に各4分の1ずつ配分する。

- 2 前項の規定に基づく発明者への配分は、実施補償として支払われるものとする。
- 3 第1項の規定により所属学部等に配分される部分における当該所属学部等内部での配分は、各学部等の定めるところによる。
- 4 第1項の規定により本学院に配分される部分については本学院が管理し、運営経費等に充てる。
- 5 第1項の規定により発明者に配分される部分について、発明者から申出があるときは、本学院又は所属学部等に配分することができる。

(共有の場合の取扱い)

第26条 本規程に定める補償を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、各人の補償は、各共有者の持分に従い按分する。

(発明者の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い)

第27条 発明者が転職又は退職した後も、当該発明者は、本規程に定める補償を受ける権利を失わず、これを有効に保有するものとする。発明者が学生である場合において、卒業、修了又は退学した場合も同様とする。

- 2 発明者が死亡した場合は、本規程に定める補償を受ける権利は、相続人に帰属する。

(本規程の準用)

第28条 研究者等が本学院の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ（論文・著書・報告書を除く。以下同じ。）の著作物の著作権については、第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号、第6条第2項及び第4項並びに第24条の規定を除き、本規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、「発明等」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「特許権等」、「特許等を受ける権利」、「特許権等及び特許等を受ける権利」又は「特許権等又は特許等を受ける権利」とあるのは「著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）」と、「職務発明等」とあるのは「研究者等が本学院の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作

したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「発明者」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者（著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者）」と読み替えるほか、別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（守秘義務）

第29条 研究者等は、職務発明等に関する情報を第三者に対し、開示し、又は漏洩してはならない。ただし、第7条第1項の規定により本学院が特許等を受ける権利を承継しない旨決定した発明等については、この限りでない。

2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法（昭和34年4月13日法律第121号）第30条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を理事長にあらかじめ報告しなければならない。

（所管部署）

第30条 職務発明等の取扱いに関する所管部署は、総務センター研究支援室とする。

（規程の改廃）

第31条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

（その他の事項）

第32条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、別途常任理事会が定める。

附 則

本規程は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に研究者等が完成した職務発明等について適用する。ただし、同日より前に完成した職務発明等であっても、第23条第2項により研究者等から特許等を受ける権利を任意譲渡する旨の申出があったときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成26年6月3日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。